

明治神宮の創建・鎮座と発展

——戦前期明治神宮の通史的理解の試み——

戸 浪 裕 之

はじめに

明治神宮は、大正九年（一九二〇）十一月、東京代々木地に鎮座してから、明年（令和二年）で百年の節目を迎える。明治神宮がどのような過程を経て創建され、代々木の地に鎮座し、大正・昭和・平成の各時代をどのように歩んできたのかについては、『明治神宮造営誌』（内務省神社局、昭和五年）、『明治神宮外苑誌』（明治神宮奉賛会、昭和十二年）、『明治神宮五十年誌』（明治神宮、昭和五十年）、『明治神宮外苑七十年誌』（明治神宮外苑、平成十年）、『明治記念館のあゆみ』（明治記念館、昭和六十年）、『明治記念館五十年誌』（明治記念館、平成十年）などをはじめとする、明治神宮関係の「年史」によって知ることができる。

一方、明治神宮史をめぐる個別・具体的な研究が本格的に始まるのは、平成に入ってからである。その先鞭をつけ

たのは、山口輝臣氏であろう。⁽¹⁾ 明治神宮内部でも、平成七年十月、「明治神宮教学研究センター」（平成二十年一月、「国際神道文化研究所」に改組）が開設されたのを契機に開始され、鎮座八十年祭（平成十二年）・御社殿復興五十年（平成二十年）・鎮座九十年祭（平成二十二年）の各式年を背景にして一層進められた。⁽²⁾ また近年では、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子の各氏が中心となって、「明治神宮史研究会」が発足し、単に明治神宮のみならず、その造営を一つの画期と見なして、近代日本全体を視野に収めた学際的な研究が進められ、多くの成果が蓄積されている。⁽³⁾

これらは、明治神宮の歴史を研究する上で基本となる重要な先行研究であるが、時代的にも創建・鎮座の時期、あるいは、戦後の社殿復興の時期に偏っていることは否めない。したがって、創建・鎮座からの歴史を通史的に理解しようとする試みは多くなく、先述の「年史」を除けば、明

治神宮第七代宮司を務めた伊達巽氏による論考以外に見られないのが現状である。⁽⁵⁾

このような現状に鑑みて、不十分な点が多々あることを敢えて承知の上で、本論では明治神宮を通史的に理解してみたいと考えている。本論では大正元年から昭和二十年までの戦前期における明治神宮の歴史を叙述する。なお明治神宮は、「内苑」と「外苑」より成り、両方併せて明治神宮であるが、本論では行論に関係ある以外は、本殿のある「内苑」に限定することを、予めお断りしておく。これは「内苑」に関して一貫した叙述をめざしたためである。

一 明治神宮の創建——鎮座前史——

(1) 明治天皇の崩御と神宮創建の動向

明治神宮の創建は、大正四年（一九一五）五月一日であるが、その発端は、明治四十五年（一九一二）七月三十日の明治天皇の崩御にさかのぼる。天皇の崩御は、夏目漱石が「先生」に「其時私は明治の精神が天皇に始まつて天皇に終つたやうな気がしました」と語らせているように、多くの国民に大きな衝撃を与え、「明治の終焉」を強く印象づけた出来事であった。⁽⁷⁾

この機会を捉えて、東京市長に就任して間もない阪谷芳

郎が、臨時市会を召集し、東京に天皇の御陵を造営することを決議したが、明治神宮創建の直接の発端となる。

阪谷は各区議会議長・各区議会員は言うまでもなく、外舅の渋澤栄一、東京商工会議所会頭の中野武宮、日本郵船会社社長の近藤廉平らと連携して誘致運動を展開し、大正元年八月一日、御陵の造営を宮内省に請願する。しかし御陵は、京都の「伏見桃山」に造営されることがすでに決定しており（天皇の遺詔と伝えられる⁽⁸⁾）、誘致は頓挫した⁽⁹⁾。

阪谷を中心とする御陵造営の誘致運動のほかにも、当時、明治天皇そして明治という時代を記念しようとする事業の計画・運動が氾濫していた状況にあった。たとえば、銅像・記念門・記念塔の建設、博物館・図書館・美術館・科学院などの文化施設の建設、社会事業の拡充などである。しかし、御陵誘致が頓挫したのと軌を一にして、天皇の「御尊霊を奉祀すべき神社を帝都に建立」（『報知新聞』）する案が浮上し、また『国民新聞』のキャンペーンなどもあって、御陵の誘致から「神社」の建設へと世論が転換した。⁽¹⁰⁾

「明治神宮」創建の基本となった構想は、大正元年八月十四日、阪谷芳郎・中野武宮が中心となって策定した「明治神宮建設ニ関スル覚書」にある。

神宮ハ内苑外苑ノ地域ヲ定メ内苑ハ国費ヲ以テ外苑ハ献費ヲ以テ御造営ノ事ニ定メラレ度候

神宮内苑ハ代木御料地外苑ハ青山旧練兵場ヲ以テ最モ適當ノ地ト相シ候 但シ内苑外苑間ノ道路ハ外苑ノ範圍ニ属スルモノトス

外苑内ハハ頌徳紀念ノ宮殿及ヒ臣民ノ功績ヲ表彰スヘキ陳列館其他林泉等ノ設備ヲ施シ度候

以上ノ方針定ツテ後諸般ノ設計及ヒ経費ノ予算ヲ調製シ爰ニ奉賛会ヲ組織シ献費取纏ノ順序ヲ立テ度候

国費及ヒ献費ノ區別及ヒ神苑造営ノ方針ハ速ニ決定セラレ其国費ニ関スル予算ハ政府ヨリ帝国議會ヘ提案セラルル事ニ致度候

青山ニ於ケル御葬場殿ハ或ル期間ヲ定メ之ヲ存置シ人民ノ参拝ヲ許サレ候事ニ致度候

前項ノ御葬場殿取除ノ後モ該地所ノ清淨ヲ保ツ為メ差向東京市ニ於テ相当ノ設備ヲ為シテ之ヲ保管シ追テ神苑御造営ノ場合ニハ永久清淨ノ地トシテ人民ノ参拝ニ便ナル設備ヲ施シ度候

この「覚書」の要点は、①神宮は「内苑」と「外苑」から成る、②内苑は「国費」によって国が、外苑は「献費」によって奉賛会が造営する、③内苑の造営場所は「代木御料地」（南豊島御料地）、外苑の造営場所は「青山旧練兵場」が最適である、④外苑には「頌徳紀念ノ宮殿・陳列館・林泉」等を建設するなどの四点にまとめることができ

る。外苑施設等に若干の相違はあるものの、実際に完成した「明治神宮」を見事なまでに先取りした構想となつてゐる。

「覚書」を策定した阪谷らは、これを以て内閣総理大臣西園寺公望・宮内大臣渡辺千秋に手渡す。その後、大正政変により神宮創建運動は一時停滞したもの、帝国教育会の請願を受けて、大正二年二月二十七日に貴族院で、三月二十六日に衆議院で、神宮の創建がそれぞれ可決。十月二十四日、「明治天皇奉祀の神宮創設に関する件」が閣議決定となり、十一月二十二日、同伴に関する上奏が裁可された。国会の承認から御裁可まで時間がかかったのは、一つに諒闇中であつたからである。

(2) 神社奉祀調査会と明治神宮の創建

これを受けて十二月二十日、政府に神社奉祀調査会が設置された(勅令第三〇八号)。会長は内務大臣(初代会長は原敬、二代目は大隈重信、三代目は大浦兼武)で、委員には徳川家達・阪谷芳郎・渋澤栄一のほか、三上参次・萩野由之・伊東忠太・関根貞ら有識者が就任した。また本会の調査事務には、専門的知識を要するものが多かったので、下部組織として特別委員会が設置され、調査会委員の中から特別委員が選ばれた。第一回の調査会は、十二月二十五日、内務大臣官

邸にて開催された。以後、調査会は翌年にかけて八回、特別委員会は、大正三年五月一日に第一回が開催され、十一月まで計十一回が開催された。

調査会では、祭神名・社名・社号・社格・鎮座地・例祭日・社殿・神宝・装飾・境内地・参道その他の造営、維持経費等の諸項目について審議されたが、その主な決定事項は以下のとおりである。⁽¹³⁾

- ・祭神：明治天皇・昭憲皇太后の二柱を祀る
- ・社名：明治神宮
- ・社格：官幣大社
- ・鎮座地：代々木御料地・青山練兵場
- ・例祭日：十一月三日

・社殿：種類は「本殿・拝殿」及び「廻廊・勅使殿・直会殿・神門」に、様式は「白木造流屋式」(流造)

これらのうち「祭神」は、当初、明治天皇一柱のみであつたが、大正三年四月十一日、昭憲皇太后が崩御されたのを受けて合祀が審議され、八月十五日に裁可された。「社名」は「東京神宮」案などがあつたが「明治神宮」に、「社格」に関しては、伊勢の神宮と官幣大社の間に位置する新たな社格「官幣大々社」案が浮上したが、「官幣大社」に落ち着いた。「鎮座地」には各地で候補地が挙げられて

いたが、代々木御料地に決定。⁽¹⁴⁾ また外苑は青山練兵場跡に造営し、その費用は全て国民の奉賛金によって支弁し、内苑の連絡道路は東京市が負担することに決定した。また「社殿」については、「古来の歴史的様式」にするか、「新様式」を創造するかで対立があつたが、平安朝以来「最普通ノ様式」として「流造」に決定した。⁽¹⁵⁾

かくて審議を終えた神社奉祀調査会は、審議結果を内閣に奏請し、四月二十日、奏請が裁可された。そして五月一日、明治神宮の「創建」が「仰出」されるのである。⁽¹⁶⁾ (内務省告示第三十号)。

一 明治神宮

祭神 明治天皇
昭憲皇太后

右東京府下豊多摩郡代々幡村大字代々木二社殿創立社格ヲ官幣大社ニ列セラル旨 仰出サル

大正四年五月一日 内務大臣 子爵大浦兼武

二 内苑の造営と明治神宮の鎮座

(一) 明治神宮造営局の設置と内苑の造営

明治神宮の創建が告示されたことにより、神社奉祀調査会はその役割を終え、五月一日、「明治神宮造営局官制」

(勅令第五七号)が公布され、内務省内に明治神宮造営局が設置された。⁽¹⁷⁾明治神宮の造営は、ここから本格的に始まることになる。造営局の体制は、総裁一人・副総裁一人・局長一人(以上、勅任官)のほか、専任の書記官一人(勅任官待遇)、主事一人(奏任官待遇)、参与・参事・技師四人(以上、奏任官)、属・技手(以上、判任官)より成り、総裁は皇族、副総裁は内務大臣、局長は内務省勅任官、参与・参事は学識経験者が就任することが定められ、総裁には伏見宮貞愛親王を推戴(貞愛親王の薨去後は、閑院宮載仁親王を推戴)した。また「明治神宮造営二関スル重要ノ事項ヲ調査審議」(第九条)するため、「評議員会」を置くことも定められ、五月二十日、造営局評議員・評議員会幹事が任命された。⁽¹⁸⁾また五月十一日、「明治神宮造営局分課規程」により、造営局に総務課・工営課・林苑課・経理課が置かれて、着々とその機構を整備していった。

内苑の造営は、「明治神宮建設二関スル覚書」に示されていたように、「国費」によって行われた。そこで造営局は、大正四年度より九年度までの六ヶ年で明治神宮を造営する計画を策定する。当初の予算は約三四五万円余であったが、第一次世界大戦の影響で物価・労銀が高騰したため、三回にわたって予算増額を申請し、最終総額は五二二万円余に上った。

造営は大正四年十月七日の地鎮祭(齋主久保惠隣)より始まり、続いて新始祭(大正五年三月二十五日・齋主久保惠隣)、立柱祭(大正八年五月二十七日・齋主宮西惟助)、上棟祭(大正八年七月二十日・齋主宮西惟助)の諸祭儀を経て着々と進んで行った。

明治神宮の造営にあたって特筆すべき事項が二つある。一つは、全国青年団による勤労奉仕である。もともと神宮の造営工事に全国青年団の勤労奉仕は予定されていなかった。これは、第一次世界大戦による物価高騰により、労働力が十分確保できない状況にあつて、当時、造営局総務課長であつた田澤義舗の立案によって急遽計画されたものであつた。当初は技師たちの反対に遭つたが、田澤がかつて郡長を務めていた静岡県安倍郡有度村(現静岡市)の青年団五十名が、試みに十日間の勤労奉仕をしたところ、彼らの活躍が認められ、実施が決定されたのである。以後、青年団による勤労奉仕は、大正十一年(一九二二)十二月まで続き、延べ人員十万余名に上った。青年団にとって造営奉仕は、「之レ終生ノ榮譽トモナリ子々孫々ニ至ル迄モ記念トナスベキ慶事」⁽²⁰⁾であり、このことを契機にして、大日本連合青年団が結成され、外苑に隣接して日本青年館が建設されるに至つたことは、さらに注目されてよい事項である。⁽²¹⁾

もう一つが全国各地からの献木である。鎮座地に決定し

た代々木御料地は、もともと畑と荒地が主であり、神聖な雰囲気を醸し出す神社林を形成するため、大量の木を植える必要があった。そこで全国からの樹木十万本、在来木二万本、合わせて樹種三六五種の献木があり、そこに林学・造園学などの分野から、本田静六・本郷高德・上原敬三らをはじめとする当時の最高の専門家が集められ、「杜」づくりが始まった。このうち、終始中心的な役割を果たしたのは本郷高德であった。大正十年十二月、本郷がまとめた『明治神宮御境内林苑計画』によれば、明治神宮の「杜」は「すぎ、ひのき等ノ針葉樹類ヲ主トシ、かし、しひ、くす等ノ常緑闊葉樹類ヲ交ヘタル密林トナシ常ニ亭々タル樹木鬱蒼トシテ昼尚暗ク敢テ人為ノ植栽ヲ行ハスシテ永久ニ繁茂シ得ヘキモノ」(総説)とし、その要件として、①「最良ノ氣候風土ニ適シ且四周ヨリ襲来スル危害ニ堪ヘ永ク健全ナル發育ヲナスヘキモノタルコト」、②「林苑構成ハ成ルヘク人為ニヨリテ植伐ヲ行フコトナクシテ永遠ニ其林相ヲ維持シ得ルモノ即チ天然更新ヲナシ得ルモノタルコト」、③「林相ハ森厳ニシテ神社林トシテ相応ハシキモノタルコト」(第三章)の三点が挙げられている。本郷の念頭にあったのは「天然更新」の四文字であり、それは「人工の杜」から、人の手を離れて繁茂する「永遠の杜」へと成長する過程を四段階に分け、百年を超える時間軸の中で徐々に完

成形へと近づいていく遠大な計画であった。^②

これらは何を意味しているのかと言えば、明治神宮の造営という巨大事業の完遂は、このように「官」からの呼びかけに応えて、積極的・自主的に多くの国民の尽力なしには成し得なかったということである。^③

(2) 神職の任用

鎮座祭が間近に迫った大正九年(一九二〇)十月、神職の任用が行われた。官幣大社の職制(神職組織)は、「官国幣社職制」(明治三十五年「一九〇二」二月十日・勅令第二十七号)で、その任用方法は「官国幣社及神宮神部署神職任用令」(明治三十五年二月十日・勅令第二十八号)で定められているが、任用に先立ち、十月七日、「官国幣社職制」が改正された(勅令第四七一号)。改正は二点ある。その一つは、第一条「権官司」の但書が改正されたことである。この但書は、もともと「但シ官幣大社熱田神宮及官幣大社出雲大社二限ル」とあったが、「但シ官幣大社熱田神宮、官幣大社出雲大社、官幣大社橿原神宮及官幣大社明治神宮二限ル」と改正された。これは内務大臣床次竹次郎の奏請によれば、橿原神宮については、「近時国民ノ崇敬愈々厚キヲ加ヘ随テ社務一層激甚ナルニ至」ったこと、明治神宮については、官国幣社中に殆ど類を見ない広大な規模によって「事務亦複雑」

となる可能性があり、「両社共ニ権官司ヲ置ク」必要があるとの理由による。もう一つは、第七条第二項であり、「権官司ヲ置ク神社ノ官司ハ前項ノ規定ニ拘ラス勅任官ノ待遇ト為スコトヲ得」と「前二項ノ規定ニ依リ勅任官ノ待遇ト為スコトヲ得ル者ノ員数ハ通シテ七人ヲ超ユルコトヲ得ス」の二文が追加された。これは、同じく床次竹次郎の奏請によれば、権官司を置くことのできる熱田神宮・出雲大社・榊原神宮・明治神宮は、「普通官国幣社ニ比シ何レモ尊貴ナル神社タルノミナラス社務頗ル多端ナルカ故ニ其ノ長官タル官司ハ之ヲ他ノ官国幣社官司ト區別シ勅任官ノ待遇ト為スヲ得ルコトニ取定メント欲ス」との理由による⁽²⁴⁾。

この改正によって、明治神宮に権官司が置かれるとともに、明治神宮官司は「勅任官ノ待遇」を受けることが決定した。そもそもこの改正の背景には、神社奉祀調査会での審議と榊原神宮の請願が関わっている。まず神社奉祀調査会では、「先例」として榊原神宮が引き合いに出されていることが多いが、とりわけ「社格」の審議の時、榊原神宮との関係が問題になった。先述したように、洪澤栄一らにより伊勢の神宮と官幣大社の間に位置する新たな社格である「官幣大々社」案が提議されたが、この際、「無論盛徳鴻業ヲ拝シ奉レバ、天照皇大神宮ニ無論准ズルデアラウガ、併ナガラ又榊原神宮ハ官幣大社デアル。……人皇ノ一番初

メニ在セラル、此日本ノ基礎ヲ御開キニナツタ神武天皇ノ御社格ヨリ高ク置クト云フコトガドウデアラウカ」(奥保鞏委員の発言)という議論が出来し、結局、待遇において他の官幣大社と差をつけることを条件にして、「官幣大社」に落ち着いたのである⁽²⁵⁾。

また同時期、榊原神宮からも神職の増員が政府に請願されていた。改正の要因としては、これが最も大きい理由であるかもしれない。この請願は、明治四十五年より始まった境域拡張工事と連動しているが、その請願が本格化するのは大正九年二月であり、まず「榊原神宮崇祀向上ニ関スル建議按参考」(大正九年二月二十三日、第四十二回帝國議会議院建議案参考)には、「神宮大祭等ノ節ハ 官司一人 禰宜一人 主典三人(内一人名譽職)ノ計五人ノ神職デハ到底祭事ヲ行フ役ガ足りマセヌカラ不得止神宮附近ノ社司社掌ヲ傭入レ漸ク補充シテ居リマスガ此等ノ神職ニ致シマシテモ何レモ一人ニシテ五社乃至十社位兼務致シテ居マスレバ随テ祭典モ多キ故差支ル事屢々御ムイマス 就中祈年新嘗両祭ノ如キハ何レモ祭日ヲ同フスルノデ殆ンド困難致スノデアリマス」とその実情が訴えられている⁽²⁶⁾。これが片岡太郎議員により、第四十二回帝國議会議院に提出され、片岡議員は、現状の職員数では「此宮域規模拡張セラレタル神宮ニ対シマシテ遺憾ナク奉仕ノ任務ヲ完ウスルコトが出来

ルデアリマセウカ、私ハ到底出来ナイコト、信ズルノデアリマス」と訴え、同日開催された「檀原神宮崇祀向上三関スル建議案委員会」では、宮司一人・権宮司二人・禰宜三人・主典十人・宮掌十五人・楽人十人・守衛二十人を希望した。これに対して塚本清治政府委員は、檀原神宮を「官幣社ノ外ニ出スト云フコトハ余程重要ナ問題デアリマス、

容易ニ決定スルコトハ出来マセヌ」と述べたあと、明治神宮を引き合いに出し、その神職組織は「矢張り一般官国幣社ト同ジ組織ノ下ニオカレマス、多少ソノ間ニ異ナルコトハ権宮司一人ヲ置クコトニナリハシナイカト考ヘマス」と述べ、禰宜以下の員数を増員することは困難であるが、「権宮司一人ヲ置クコトガ適當」という意見を述べた。このほか国庫支弁や監督官庁の問題、さらに吉野神宮の整備が議論されているが、塚本政府委員は「檀原神宮ノ職制ノ改正及内務省ノ直轄ヲシムルコト、権宮司一人ヲ置クコトイフ制度ニ改メルコトニ付テハ近イ内ニ二考ヘテ見タイト思ヒマス、丁度明治神宮ノ職制モ此秋迄ニハ出来ナケレバナラヌノデアリマスカラ、ソレト同時ニ考ヘタイト思ヒマス」と述べている。片岡議員の希望はすべて受け容れられたわけではなかったが、案は「修正」の上で「可決」された。⁽²⁷⁾

神社奉祀調査会での審議と檀原神宮の請願を簡単に見て

きたが、以上の経緯が「官国幣社職制」改正の背景にあったことは容易に想像できよう。要するに、この場合は「権宮司」を置くということ、また宮司が勅任官待遇になることが、待遇において他の官幣大社と差がつけられているということになるのである。

この改正を受けて、十月八日、宮司と権宮司が任用された。初代宮司に海軍大佐公爵一條實輝（勅任官待遇）、初代権宮司には官幣大社熱田神宮権宮司鈴木松太郎が、内閣より任命された。⁽²⁸⁾ 鈴木権宮司は、十月十三日、内務省の一室を明治神宮仮社務所として社務を開始し、大正九年度明治神宮予算を編成するとともに、一條宮司と相談しながら禰宜・主典の任用にも取り掛かった。⁽²⁹⁾ 禰宜・主典は全国から選ばれ、十月二十七日付で、禰宜一名（大木清人）、主典五名（片岡常男・谷村頼尚・高木慶一郎・数内友治郎・手塚道男）が、東京府より任用された。⁽³⁰⁾

令和元年現在（宮司一名、権宮司三名、禰宜六名、権禰宜四十四名）に比べると、神職の員数が格段に少ない。これも法令で定められていたからであるが、他の官国幣社に比べると、主典の員数に関してはこれでも多い方である。主典の定員を定めた「官国幣社主典及宮掌ノ定員等二関スル件」（明治三十五年二月十二日、内務省令第一号）によれば、主典の定員は「一社二付二人以内」（第一条）と定められてい

る。しかし一方で、「特別ノ事由アル神社ニ付テハ地方長官ハ第一条ノ定員外ニ主典ヲ増置スルコトヲ得」(第三条)とも定められており、地方長官が認めれば、定員外の主典を置くことが可能であった。詳細は不明であるが、恐らくまず明治神宮の方で主典の員数が決定され、これを東京府に申請し、東京府知事が認可したものと考えられる。⁽³⁾

予算は十月十九日、東京府に申請したが、二十七日に追加予算を申請し、三十日、東京府より認可された。この間の十月二十日、社務所を代々木に移転し、本格的に社務が開始された。⁽³⁾

(3) 明治神宮の鎮座

鎮座祭・例祭の斎行にあたり、十月二十二日、「明治神宮鎮座祭式」(内務省令第三四号)が、ついで二十九日、「明治神宮例祭式」(内務省令第三五号)が制定された。鎮座祭と例祭は、この二つの法令に基づいて行われ、例祭までは、以下のような祭儀が斎行された。

- 十月二十八日 清祓・新殿祭(斎主一條宮司)
- 十月二十九日 御飾(鈴木権宮司以下奉仕)
- 十一月一日 鎮座祭(斎主一條宮司)
- 十一月二日 御名代皇太子殿下御参拝式(祭主一條宮司)

十一月三日 例祭(斎主一條宮司)

鎮座祭は十一月一日午前八時より、造営局総裁伏見宮貞愛親王、副総裁床次竹次郎以下造営局員、宮司一條実輝以下神宮職員、内閣総理大臣原敬、東京府知事阿部浩等が奉仕の中、八時三十分、勅使として九條道實掌典長が御霊代を奉じて参進し、明治天皇・昭憲皇太后の御霊代を神座に奉安。勅使退下の後、まず貞愛親王殿下の御拝礼があり、つづいて内閣総理大臣以下、参列員総代の元帥東郷平八郎以下千四百余名が景仰の誠を捧げた。鎮座祭が終わろうとする頃、淳宮(秩父宮)雍仁親王殿下が、陸軍士官学校生徒として御参拝になられた。⁽³⁾

大正四年十月七日の地鎮祭から、大正九年十一月二日の御名代皇太子殿下御参拝式までは造営局が主導したが、例祭からは明治神宮社務所の主導になる。例祭は十一月三日午前九時、一條宮司以下神職が奉仕、九時四十分、勅使として河鯨公篤掌典が参向し、奉幣の儀が行われた。祭典終了後、女官の一行が正式参拝した。

なお「明治神宮例祭式」は、大正十五年(一九二六)五月十日、「官幣大社氷川神社官幣大社熱田神宮官幣大社出雲大社官幣大社橿原神宮及官幣大社明治神宮例祭式制定ノ件」(内務省令第二二号)の制定に伴い廃止され、終戦までの例祭は、この法令に基づいて斎行されることになる。

鎮座当初の奉祝行事は、内務省・警視庁・東京府・東京市庁・商業会議所及び明治神宮奉賛会の代表者によつてその方法が協議され、十一月一日より三日間は、境内宝物殿前広場において撃剣・柔道・大弓の奉納、十一月二日から、外苑西北競技場において、流鏑馬・騎射狭物・母衣引（二日・三日両日）、競馬（二日・三日両日）、騎芸（三日）が挙行された。

鎮座当時には、皇室・皇族の御参拝と各界からの参拝も相次ぎ、鎮座祭の翌日に当たる十一月二日、皇太子裕仁親王殿下（後の昭和天皇）が、大正天皇の「御名代」として御参拝になられ、つづいて十一日に大正天皇が、十五日に貞明皇后が御参拝になられた。

まず皇太子裕仁親王殿下の御参拝であるが、御参拝式には、伏見宮貞愛親王・閑院宮載仁親王・東伏見宮依仁親王・山階宮武彦王・梨本宮守王・北白川宮成久王・李世子垠の各殿下、国務大臣以下各界の代表者四十八名も参列した。皇太子殿下は、鈴木権宮司の先導により本殿御拝座に立たせられ、一條宮司より御玉串をうけられて御拝礼。伏見宮をはじめ各宮家も御玉串を奉奠された。⁽³⁴⁾

また大正天皇の御参拝式は、鈴木権宮司の先導により、本殿木階下御濱床の上に立御され（原・黒田・松浦各侍従、御随従。正親町侍従長、内山侍従武官長代理・向井侍従武官、近

間・西の各侍従武官、扈從。内務次官・神社局長・東京府知事、供奉）、一條宮司より侍従を経て奉る玉串を御手に捧げ給い御拝礼された。大正天皇は、午前十時三十分、「御機嫌美はしく還御遊ばされた」ほか、「宮司以下職員一同に對して御菓子料の御下賜」があつたといふ。⁽³⁵⁾

貞明皇后の御参拝式は、鈴木権宮司の先導により、本殿木階下御濱床の上に立御（大森大夫以下扈從）。一條宮司より大夫を経て奉る御玉串を執らせ給ひ拝礼された。御退下ののち、隔雲亭にて御少憩。御苑・旧御殿を台覧になられ、先に御参拝になられていた東伏見宮依仁親王妃以下十宮妃殿下の奉迎を受けて還啓された。⁽³⁶⁾

皇族方の御参拝としては、先述した淳宮雍仁親王殿下のほか、高松宮宣仁親王殿下（十二月二十二日）、澄宮（三笠宮）崇仁親王殿下（十二月二十三日）、久邇宮邦彦王同妃倪子両殿下・朝香宮鳩彦王殿下（十一月十八日）、久邇宮家の良子女王（後の香淳皇后）・信子女王両殿下（十一月二十五日）が、それぞれ御参拝あらせられた。⁽³⁷⁾ これら皇族方のほか、高倉寿子・姉小路良子（十一月十日）、園祥子・小池道子（十一月十四日）、伏屋守子（十二月一日）、そして大正天皇の御生母である柳原愛子（十二月二十四日）など、御祭神にゆかりのある女官一行の参拝もあつた。⁽³⁸⁾

鎮座祭後は、各界からの参拝も相次いだ。駐日英国大使

チャールズ・エリオットは、十一月十二日、正式参拝した後、「御社殿の御模様其他祭式上の事につき種々質問」したという。外国人の最初の参拝である。学校関係では、神宮皇學館（現皇學館大学）の学生が修学旅行で参拝に訪れ、神社界では、東京府下七県聯合神職会（十一月五日）、神宮少宮司の今井清彦（十一月十一日）、愛知県神職会（十一月十九日）などが正式参拝を行ったほか、宗教界では十一月八日、神道御嶽教管長の神宮嵩寿が、所属の教導職九百名を伴って参拝、「代表として勅任拝座に於て拝礼」した。そして十一月二十三日には、内務省・文部省の主催により、全国青年会代表者七百余名の参拝が執行され、全国青年団員は、参拝に合わせて十一時三十分に分間休業し、一斉に明治神宮を遥拝した。十二月二十一日、元老山縣有朋が正式参拝を行っている。³⁹⁾

各界の参拝とともに、一般の参拝もあったことは言うまでもない。たとえば、十一月一日は鎮座祭終了後、正午頃より一般の参拝が許可された。参拝者たちは、「洪水の堤を破つて溢る、が如く大山の一時に崩れ落つる」ように社殿に向かって駆け出し、遺失物は下駄だけでも三千足に上ったという。神符・守札は、当日の雑踏を考えて直会殿を仮授与所として授与していたが、たちまちのうちに授与し尽くし、参拝者雑踏のため補充もできず、死傷者を出す

恐れがあることから、やむなく中止を余儀なくされたこともあった。⁴⁰⁾参拝者総数は、十一月一日から三日まで約百五十万人を数えた。

（4）宝物殿の建造と開館

内苑の主要施設の一つである宝物殿は、御社殿群とは遅れて鎮座祭の翌年十月末に竣功した。宝物殿を造営することは、神社奉祀調査会で決定されており、その設計は公募することになった。その理由は、宝物殿が社殿との調和を保ち、儀容を備えた耐震耐火構造の建物という当時としては新しい試みを行うにあたり、広く全国の建築家の意匠を募り、優秀な案を求めるのがよいという判断によるものである。この設計競技に対する建築界の関心は高く、応募数は百十通を数え、宮内省内匠寮技手の大森喜一の案が一等に選ばれた。

しかし実際の設計は、設計競技の当選案とは無関係に行われ、造営局技師の大江新太郎が担当した。宝物殿は延床面積一、七〇二㎡。奈良の正倉院を模した校倉風大床造・鉄筋コンクリート造りで、大正七年八月に石材加工が始まり、十年十月三十一日に竣功した。⁴¹⁾その間、十月十五日、搬入された御物が宝物殿東倉に格納され、十一月一日、第一回鎮座記念祭の後、開館奉告祭が執り行われた。当日は

造宮局の招待にかかる者八百余名が拝観。一般には二日に公開された。拝観人員は二日が七千四百九十人、三日が一万二千二百十七人を数えた。

三 戦前の内苑

(1) 歴代の宮司・権宮司と明治神宮

戦前における明治神宮(内苑)の活動を見る前に、戦前の歴代宮司と権宮司について、その経歴を中心に概観しておくことにする。

初代宮司に就任した一條實輝は、慶応二年(一八六六)、四條隆調の七男として生まれ、昭憲皇太后の御生家である一條家を継いだ。明治十七年(一八八四)に公爵を授けられ、同年、海軍兵学校に入学。二十年(一八八七)に卒業。二十二年(一八九九)に海軍少尉、四十一年(一九〇八)に海軍大佐に昇進し、同時に東宮侍従長に任ぜられた。大正以降は掌典次長・宮中顧問官等を歴任し、昭憲皇太后の大喪儀では、大喪儀祭官長を務めた。明治神宮の鎮座にあたり、初代宮司に就任。宮司就任にあたっては、昭憲皇太后の御生家の当主であるとともに、人格・閱歴・声望ともに申し分ない上、明治天皇の御信任厚く、特に思召により、海軍大佐の職を退いて東宮侍従長に任ぜられた経歴によるところが大

きい。また掌典次長の経験から、祭式にも熟達していた。明治神宮宮司は名誉職であつたが、一條宮司は毎週土曜日には必ず出勤して熱心に奉仕し、さらに週間の社務の状態や収支の報告を聴取していた⁴²⁾。

初代権宮司の鈴木松太郎は、國學院大學を卒業後、神戸女学院・茨城県立水戸中学校で教鞭をとったのち、明治三十八年(一九〇五)以後は、神職としての道を歩み、国幣神社熊野座神社宮司・国幣小社砥鹿神社宮司を経て、大正四年(一九一五)、官幣大社熱田神宮権宮司、九年、明治神宮の鎮座とともに初代権宮司に就任した。在任中は、恒例行事をはじめ、奉務に関する諸規定を立案・制定して奉仕の万全を期するとともに、鎮座後の詳細な記録、御祭神の逸話の蒐集を期した。⁴³⁾鈴木権宮司の就任は、内務省神社群長塚本清治の推薦によるものと言われている⁴⁴⁾。

大正十二年七月八日、一條宮司が薨去されると、八月十九日、第二代宮司として、陸軍大将一戸兵衛が就任した(勲任官待遇)。安政二年(一八五五)、弘前藩士一戸範貞の長男として生まれる。西南戦争・日清戦争に従軍し、日露戦争では、乃木希典大将とともに旅順攻略に参加した。大正五年八月、陸軍大将に任ぜられ、同九年五月、学習院院長に就任。十一年十一月まで務めた。昭和六年三月十三日、皇子浴湯の御儀に鳴弦の役を奉仕した。一戸宮司は、高潔

な人柄で知られ、「今乃木」と称された⁽⁴⁵⁾。一戸宮司の時代には、外苑の奉獻があったほか、鎮座十年祭が斎行された。

また大正十四年には、権宮司の交替もあった。二月十二日、鈴木権宮司が国幣中社二荒山神社宮司を拝命したのを受けて、官幣大社八坂神社宮司の江見清風が第二代権宮司を就任した。江見権宮司は、國學院大學を卒業後、東京帝國大学史料編纂所員、国幣中社弥彦神社宮司、伊勢の神宮禰宜を歴任し、『古事類苑』や『大神宮史』の編纂に関与した。国史・国文・祝詞・和歌に造詣が深く、多くの著書もある学者神主であった⁽⁴⁶⁾。

こうして一戸宮司・江見権宮司の下、明治神宮は昭和に至るが、昭和三年五月九日、江見権宮司は官幣大社春日神社宮司に転任。後任に国幣中社鶴岡八幡宮宮司の秋岡保治が就任した。秋岡権宮司は、國學院大學卒業後、大阪難波の八阪神社、官幣大社大鳥神社に奉仕したが、一旦兵役に就き、その後、千葉県立千葉中学校(旧制)の教諭をつとめ、大正四年七月、官幣中社金鑽神社禰宜に就いたのを皮切りに正式に神職の道に入り、官幣中社鎌倉宮宮司、国幣中社鶴岡八幡宮宮司(鎌倉宮宮司兼任)を経て、第三代権宮司に就任した⁽⁴⁷⁾。昭和十二年十二月一日、官幣大社春日神社宮司に転任し、後任として国幣中社鶴岡八幡宮宮司中島正國が就任した。中島権宮司は、國學院大學を卒業後、寒川神社

宮司・赤間宮宮司・鶴岡八幡宮宮司をつとめた後、第四代権宮司に就任したが⁽⁴⁸⁾、昭和二十年四月十一日、諏訪神社宮司に転任。後任に神宮禰宜の田中喜芳が就任した。田中権宮司は、愛知県神職養成部高等科を卒業後、大正十年十月、明治神宮出仕を拝命、同十三年十月、明治神宮主典となった。その後、国幣小社校聞神社宮司・神宮神部署業務課長・神宮禰宜を経て再び明治神宮に戻り、第五代権宮司に就任した⁽⁴⁹⁾。昭和戦前期という困難な時期を、江見・秋岡・中島・田中の四権宮司により明治神宮は運営された。

昭和六年九月二日、一戸宮司は逝去された。第三代宮司に就任したのが、海軍大将有馬良橋である(勅任官待遇)。有馬宮司は文久元年(一八六一)、和歌山藩奥医師有馬広徳の嫡子として生まれ、明治十五年、海軍兵学校に入校。同二十一年に海軍少尉に任ぜられ、同二十九年から三十一年まで侍従武官をつとめた。日清戦争・日露戦争に従軍。日露戦争では連合艦隊参謀として旅順港閉塞作戦を立案、指揮官の一人として活躍した。大正元年九月の明治天皇大喪儀では、御靈柩供奉を奉仕。同八年、海軍大將に任ぜられ、有馬宮司の就任には、宮内省・内務省・陸軍省・海軍省間で慎重に選考した結果であり、侍従武官としての経歴は言うまでもなく、人格・閱歴においても優れ、至誠一貫の人物であったことが大きい⁽⁵⁰⁾。

宮司拜命の翌年、有馬宮司は枢密顧問官にも就任したが、その他にも、崎門会（昭和六年）、建武中興六百年記念会（昭和八年）、菊池氏勳皇顯彰会（昭和十二年）、国民精神運動会（昭和十二年）の各会長、大日本青年団（昭和十四年）の団長など、多くの役職も兼任し、戦前の国民運動の先頭に立つて活動した人物であった。^⑤

有馬宮司の時代は、戦前の明治神宮が最も発展した時期であり、戦後の明治神宮を担う高澤信一郎・福島信義・副島廣之・在間完一郎・谷口寛らが、明治神宮に奉職したのも有馬宮司の時代である。この時代の特筆すべき事項として、「故元帥海軍大将東郷平八郎葬儀委員長」問題がある。

昭和九年五月三十日に薨去した東郷平八郎元帥の葬儀は「国葬」で営まれることが決定し、その葬儀委員長には、元帥と生前親交が深かった有馬宮司が任命された。しかし、現職の官幣大社宮司が葬儀委員長になることは、明治十五年一月二十四日の内務省達乙第七号（官国幣社神宮の葬儀不関与）の規定に抵触するとの議論を惹起した。これは最初、有馬宮司の葬儀委員長就任を承諾していた内務省神社局長の石田馨が、秋岡権宮司・宮地直一の意見によって前言を翻し、反対に回ったことに端を発する。内務省は更迭を要望したが、結局、葬儀終了まで現状のままとし、六月五日、何等紛擾も生じず国葬が執行された。翌日、有馬宮司は

「国葬中ノ主タル祭儀」が終了したので、「今後専ラ明治神宮ノ奉仕ニ相勉」めたいとの理由により辞表を提出。十日祭終了後の六月八日、有馬宮司は葬儀委員長を免ぜられた。この「葬儀委員長」問題は、「一部ノ神事関係者間ニ於テ注目セラレタルニ留リ、新聞紙上ニモ何等問題化セズシテ終」つたが、葬儀への関与が実質的に制限されていた神社界に大きな波紋を呼び起こし、内務省達乙第七号の撤廃運動が強く主張されるとともに、神職の葬儀関与をめぐる論議が活発化する契機となった^⑥という事件である。

昭和十八年十月二十七日、予て辞表を提出していた有馬宮司に代わり、第四代宮司として陸軍大将藤田尚徳が就任した（勅任官待遇^⑦）。藤田宮司は明治十三年、旧弘前藩士藤田潜の子として東京に生まれる。同三十一年、海軍兵学校に入校。同三十六年、海軍少尉に任ぜられ、日露戦争に従軍。戦後は海軍大学校に入學し卒業した。昭和七年六月に海軍次官、同九年五月、呉鎮守府司令長官に任ぜられた。宮司在職中は、神職奉務に必要な知識を研究し、祭典も厳肅な態度で奉仕した。その藤田宮司も、翌十九年八月、侍従長に転出し、第五代宮司に就任したのは、公爵鷹司信輔であった（勅任官待遇）。

鷹司宮司は、明治二十二年（一八八九）、旧五摂家鷹司源通公爵の長男として生まれ、東京帝国大学理科大学動物学

科を卒業後、秩父宮・高松宮の皇子傳育官に任ぜられた。大正七年に鷹司家当主となり、公爵を襲爵。貴族院議員となる。その後、華族会館館長や宮内庁宗秩寮審議官を歴任し、明治神宮第五代宮司に就任した。鳥類学者としても知られ、日本鳥学会の設立に尽力したほか、「日本の鶉鷄類に関する研究」で理学博士の学位を取得し、鳥に関する多くの著書がある。鷹司宮司は昭和三十四年、六十九歳で帰幽するまで宮司の地位にあったが、戦前・戦後の最も困難な時期に明治神宮の奉護と神社界の発展に尽力した。⁽²⁾

(2) 「明治節」の制定と明治神宮祭奉祝会の結成

昭和初期の明治神宮を考える上で、まず注目すべきは「明治節」の制定(昭和二年三月三日)であろう。これは、田中智学らによる請願運動などが背景にあつて制定された祝日であるが、明治神宮では、十一月三日の例祭の後、その第一回目の明治節祭を斎行した。⁽³⁾また奉賽式の申し込みも、年を追うごとに多くなつていったのに対応するため、昭和二年正月頃から神恩奉賽(団体・個人)、初宮詣、結婚奉告、卒業奉告、病氣平癒等の祝詞文案が起案された。⁽⁴⁾

大正九年の鎮座祭の奉祝行事は、東京府・東京市・東京商工会議所の三者合同で主催され、翌年十月十日、「明治神宮例祭奉祝委員会」が結成され、東京市長の後藤新平が

委員長となり、阪谷芳郎らが委員となつた。昭和に入り、明治神宮例祭奉祝委員会は、より統制ある協賛団体とするため、十二月二十六日、「明治神宮祭奉祝会」が結成された。その内規によれば、奉祝会は「明治神宮ノ祭儀ヲ奉祝シ兼ネテ社務ヲ翼賛スルコトヲ目的」とし、その事業として、①「例祭、明治天皇祭、昭憲皇太后祭ニ当リ餘興ノ奉納、沿道裝飾其他ノ神賑ヲ為スコト」、②「衆庶ヲシテ一層神宮崇敬ノ誠ヲ致サシムルニ適切ナル施設ヲ為スコト」、③「神宮参拝者ニ利便ヲ与フル施設ヲ為スコト」が挙げられている。そしてその経費は、主として寄附金に依つていた。明治神宮と奉祝会との関係は親密・円満であつたが、昭和十八年に入ると、東京都制の実施、商工会議所の機構改革などにより、役員の大部分が生じたため、自然に神宮との関係も変わり、昭和二十年十二月二十六日に解散となつてしまつた。⁽⁵⁾

(3) 鎮座十年祭の斎行

昭和五年(一九三〇)十一月、明治神宮は鎮座より十年目を迎え、一戸宮司の下で鎮座十年祭を斎行した。飯田秀真禰宜の回想によると、「神社の十年祭は、どこにも例がないが、皇室祭祀令の式年から考へて、十年は丁度キリが好いし期せずして話がまとまつた訳です。名称も鎮座十年祭

に統一された。そして祭典の型も鎮座祭を再現することを以て根本とするのが好からうといふことになった^⑧。という。祭儀は次のように、前後五日間を以て斎行された。

十月三十一日 前日の儀(夕御饌は中祭に准ず)

十一月一日 鎮座十年祭(第一日の儀)

午前 行幸の儀

午後 夕御饌(中祭に准ず)

十一月二日 鎮座十年祭(第二日の儀)

午前 国務大臣以下名士参列

午後 夕御饌(中祭に准ず)

十一月三日 例祭(勅使参向)

明治節祭

十一月四日 直会の儀(朝御饌は中祭に准ず)

十一月一日の午前に「行幸の儀」とあるように、当日は昭和天皇の行幸があり、内閣総理大臣・関係代表・元老・枢密院・陸海軍大將等の代表四十六名が選ばれ、陛下に従って参拝した。奉祝行事は、明治神宮祭奉祝会の主催により、奉祝運動大会(於外苑競技場、十月二十九日～十一月一日)、武道形大会(於日比谷市政講堂、十一月三日)、神事舞(於日本青年館、十一月四日)、馬術大会(於代々木練兵場、十一月二日・三日)、菊花大会(於外苑廻廊・南参道大桜附近・西参道十字路附近、十月二十九日～十一月十六日)、奉納花火(於外苑

及び代々木練兵場、十月二十九日～十一月四日)、活動写真(於南参道入口・北参道入口、十一月一日～三日)などが行われた。このうち日本青年館で行われた神事舞は、後述するラジオを通じて実況放送された。

また十年祭で特筆すべきは、初めて「熟饌」を奉奠したことである。これは、御祭神明治天皇が天神地祇を祭祀せられるに当たり、親しく奉獻かつ御親らも聞食されたもので、十月三十一日の前日の儀より十一月四日に至る大中八回の祭典に奉奠することが決定された。宮地直一(内務省神社局考証官)・八束清貫(宮内省掌典)・米次六雄(宮内省主膳監)の賛同を得、彼らの尽力により、元厨司長で熟饌の権威者であった緑川幸二郎氏の指導を仰ぐことができた。ただし、当初の大中八回の祭典すべてに奉奠する案は、種々の事情により中止となり、毎日の夕御饌に奉奠することになった。十月十二日、旧御殿において第一回の熟饌講習が行われ、十月三十一日の前日の儀の夕御饌に奉奠された。熟饌奉奠は以後、恒例となり、昭和十八年に及んだ。

鎮座十年祭に合わせて、ラジオを通じて記念放送が行われた。記念放送は以下のとおりである。

十月二十九日 一戸宮司「明治神宮鎮座十年祭を迎へて」

十一月一日 阪谷芳郎(明治神宮奉賛会理事長)「明治

神宮御造営の由来」

十一月二日 安達謙蔵（内務大臣）「明治天皇ト明治

神宮」

十一月三日 田澤義鋪（日本青年館理事）「明治神宮

御造営ノ思ヒ出」

十一月四日 大山斐瑳磨（東京商工会議所会頭）「明治

神宮祭奉祝ノ意義」

十一月五日 神事舞（日本青年館より実況放送）

当時はラジオの改良に伴い、部品の国産化、低価格化が進み、エリミネーター式受信機が本格的に普及し始めた時期に当たっている。⁽³⁹⁾ 明治神宮はこうした当時最新のメディアを積極的に活用したと言える。また、記念出版として『明治の聖代』の発行、明治神宮造営局の編纂にかかる『明治神宮造営誌』の出版、記念絵葉書の発行なども、ラジオとともに戦前の明治神宮の文化活動を知る上で特筆すべき事項である。⁽⁴⁰⁾

(4) 鎮座二十年祭の斎行

昭和十五年（一九四〇）、有馬宮司の下、明治神宮は鎮座二十年祭を斎行した。祭儀・奉祝行事は概ね鎮座十年祭の前例に依ることとなり、以下の日程で斎行された。

十月三十一日 前日の儀（夕御饌は中祭に准ず）

十一月一日 鎮座二十年祭（第一日の儀）

午前 行幸啓の儀

午後 夕御饌（中祭に准ず）

十一月二日 鎮座十年祭（第二日の儀）

午前 国務大臣以下名士参列

午後 夕御饌（中祭に准ず）

十一月三日 例祭（勅使参向）

明治節祭（中祭）

献詠歌奉奠

御神楽の儀

十一月四日 直会の儀（中祭に准ず）

十一月十八日 献詠披露式

鎮座十年祭の前例に倣い、十一月一日、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、両陛下はその帰途、外苑で開催される紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮国民体育大会演技場へ御立寄あらせられる予定であったが、「御都合ニ依り御取止メ」（宮内大臣官房秘書課宮登第五六一号、昭和十五年十月三十日付）となり、当日は有馬宮司以下神職・楽師が、中祭式を以て朝御饌を奉仕した。また大祭の期間中、夕御饌時に塾饌を奉奠したことは、鎮座十年祭と同様である。奉祝行事は、明治神宮祭奉祝会の主催により、奉祝運動大会（於外苑競技場、十月二十九日・十一月一日）、武道形大会（於日

比谷市政講堂、十一月三日）、神事舞（於日本青年館、十一月四日）、馬術大会（於代々木練兵場、十一月二日・三日）、菊花大会（於外院廻廊・南参道大桜附近・西参道十字路附近、十月二十九日・十一月十六日）、奉納花火（於外苑及び代々木練兵場、十月二十九日・十一月四日）、活動写真（於南参道入口・北参道入口、十一月一日・三日）などが行われた。

この鎮座二十年祭にあたって完成したのが、大正四年十月の地鎮祭から同九年の鎮座祭までの祭儀を二十七画題にまとめた絵巻物「明治神宮鎮座絵詞」（全五巻）である。これの制作は、もともと初代一條宮司の発願であり、昭和十五年に至ってようやく完成したものである。昭和七年三月、下絵を磯田長秋画伯（絵画館壁画第33「地方官会議臨御」を担当）に委嘱し、昭和十一年五月に画題全てが終了。翌十二年四月、聖徳記念絵画館において天覧に供された。また絵詞の原文は、宮内省御歌所寄人の鳥野幸次が担当したが、その筆は有馬宮司自身が執り、同十五年六月、絵詞が完成。その後表装を経て十月三十一日、祝詞舎の石階下に奉奠した。この絵詞は、二十年祭記念出版物の一つとして印刷し、天皇皇后両陛下、皇太后陛下、各宮家に献上。また特別関係者に頒布された。

鎮座十年祭と同様、鎮座二十年祭にあっても、ラジオを通して記念放送が行われた。まず十月二十七日、吉田茂

を司会として宮地直一・本多静六・伊東忠太・牧彦七が参加しての「明治神宮御造営の由来を語る」座談会が、二十九日、有馬宮司による講演「明治天皇の御聖徳を偲び奉りて」が放送された。また、この時のラジオ放送では、十一月三日、放送開始当初からの番組「子供の時間」で、中島権宮司が「明治天皇の御聖徳を仰ぎ奉りて」と題して講演した。放送協会の依頼によるもので、小学四・五年生程度を対象として、まず有馬宮司に依頼されたものであったが、十月二十九日に同様の講演を行うことを理由に、有馬宮司の意向もあって、改めて中島権宮司に依頼されたものである。中島権宮司の講演は、十月二十三日、東京中央放送局で録音され、それが十一月三日に放送された。

（5）皇紀二千六百年と明治神宮

昭和十五年はまた「皇紀二千六百年」の節目にあたっていた。時局の関係もあったものの、この記念すべき年の新春を祝うため、一月一日の初詣参拝者は、前年より二十八万二千七百七十一人多い百二万五千四十二人で埋め尽くされた。また紀元二千六百年にちなみ、二月十一日には、皇紀二千六百年紀元節祭を大祭式で、十一月十日、皇紀二千六百年奉祝祭を中祭式に准じて斎行した。

まず二月十一日の皇紀二千六百年紀元節祭は、勅令によ

る齋行であり、その祭式・祝詞は、昭和十四年十二月二十三日の内務省令第四四号によつて、「新嘗祭ノ例ニ依ル」として定められた。祭典は午前十時、有馬宮司以下神職・楽師の奉仕により齋行され、寛克彦以下二十五名が参列、幣帛供進使として東京府学務部長の酒井栄吉が参向した。当日の参拝総人員は、十六万七千五百余（うち団体参拝は百二十一組一万六千余）に上った。

十一月十日の皇紀二千六百年奉祝祭は、十月十六日附辰兵第五〇一四号「紀元二千六百年式典当日官国幣社以下神社ニ於テ行フ祭典ニ関スル件依命通牒」（東京府学務部長発、各市町村・支庁長、東京府神職会長、官国社宮司宛）によるもので、祭式・祝詞は、十月十四日附内務省訓令第七八〇号によつて齋行された。祭典は午前九時、中島権宮司以下神職・楽師によつて齋行されたが、この祭典で注目すべきは、明治神宮において、この時初めて「浦安の舞」が拝殿前で奉奏されたことであろう。これは宮内省楽師多忠朝の指導によるもので、皇紀二千六百年奉祝会の奉納による。「浦安の舞」は、舞人童女四名、歌人女一名、琴師女二名、宮内省楽師六名により奉奏され、その状況は写真撮影された。また宮城外苑において紀元二千六百年式典が挙行され、式典には有馬宮司（枢密顧問官・海軍大将の資格）と大塚嘱託（陸軍大佐の資格）が参列、神職たちは近衛文麿首相による万歳

の奉唱をラジオ放送に和して三唱した。^⑧

鎮座二十年祭には「御都合ニ依り御取止メ」となった天皇皇后両陛下の御参拝であつたが、十一月十三日附で、宮内省より行幸啓が通達され、一日の計画に従い、十五日午前十時三十分上天皇陛下、十時三十九分に皇后陛下の御参拝を仰ぎ、十一時十七分に還御あらせられた。^⑨両陛下の御参拝の前後には、皇族・王公族方の御参拝もあつた。まず十一月十一日、李王垠同妃両殿下が、ついで十四日、照宮成子内親王、孝宮和子内親王、順宮厚子内親王、伏見宮光子女王、久邇宮家の正子女王・朝子女王・通子女王の各殿下が御参拝になられ、十五日、天皇皇后両陛下の御参拝の後、李鐫公第一公子李清公子殿下の御参拝もあつた。^⑩

四 開戦から終戦まで

昭和十六年（一九四一）十二月八日、「英米両国に対する宣戦の詔書」が渙発され、大東亜戦争が始まった。同十四日、明治神宮は宣戦奉告祭を臨時大祭として齋行し、勅使として東京府知事の川西實三が参向した。大詔奉戴日祈願祭は、以後毎月八日、小祭式に準じて齋行されることになる。^⑪また戦果の挙がるごとに奉告・戦争完遂祈願祭が挙行された。戦時中の奉養式の中には、第七回新穀感謝祭（昭和十六年）、五穀豊穡祈願祭（昭和十七年）など、大政翼賛会が主催して

執行されたものもある⁽⁶⁶⁾。また「銃後奉公強化運動」に基づき、昭和十六年十月二十三日、「明治神宮防護ニ関スル計畫書」が制定され、昭和二十年六月十六日には、同年三月二十三日の閣議決定「国民義勇隊組織ニ関スル件」に基づき、「明治神宮国民義勇隊」が、社務所及び外苑管理署職員八十名の合同によって結成された⁽⁶⁸⁾。

昭和十七年九月、不測の事態に備えて、本殿北東の地下に「御宝庫」を新築した。御宝庫の新築は、昭和十六年十二月二日の地鎮祭より始まり、大倉土木株式会社（現大成建設株式会社）によって造営され、十七年九月十五日に竣功した⁽⁶⁹⁾。宝物殿の御物・貴重品も、昭和十九年・同二十年の二回に分けて、東京都西埼玉郡古里村（現奥多摩町古里）に疎開させ、これに伴い、宝物殿は閉館を余儀なくされた⁽⁷⁰⁾。昭和十九年四月、東京都民政局より「官国幣社ニ於ケル金属類非常回収」が通達され、明治神宮も金属類等を供出することになり、九月二十二日、「宝物殿正門及廊下入口鉄扉ヲ始メトシ社務所ニ蒐集シアリタル各所備付眞鍮火鉢一切参拝用腰掛鉄脚、紙屑籠鉄拝其他回収金属」の「引渡ヲ完了」した⁽⁷¹⁾。

また防護上の理由により、大晦日から正月にかけての終夜参拝も中止になったばかりでなく、恒例祭は規模が縮小され、配給制度により神饌の調達にも困難をきたした。そ

こで、昭和十七年、茨城県那珂湊市の黒澤忠次氏を中心となり、地元篤志の人々が集まって「献饌会」（昭和二十二年に「献饌講」と改称）が結成され、明治神宮と靖國神社に神饌の奉納が始まった。第一回の献饌は、昭和十八年三月一日の月次祭であり、以後、毎月の月次祭をはじめ年間大・中祭に神饌が奉納され、現在に至っている⁽⁷³⁾。

昭和十九年八月、藤田宮司に代わって宮司に就任した鷹司信輔宮司は、九月一日、「明治神宮職員大東亜戦争必勝祈願並勤務要綱」を決定し、「職員ハ内閣総理大臣訓示、内務大臣訓令並ニ東京都長官告諭ノ主旨ヲ体シ殊ニ明治神宮奉仕ノ重責ニ鑑ミ真ニ職務ニ感奮精勵シ又惇誠ヲ尽シテ寇敵ノ撃滅ヲ祈願スヘシ」など六ヶ条を定めた⁽⁷⁴⁾。また米軍の空襲が激しくなってきた折柄、本殿に危害が及ぶことを憂慮し、十一月三十日、「宮司ノ同断裁量ヲ以テ」御霊代を御宝庫に動座した⁽⁷⁵⁾。

昭和二十年四月十三日午前〇時四十分頃、飛来したB29の爆撃により、本殿・拝殿・祝詞舎・中門等で立て続けに火災が発生し、鷹司宮司以下職員・消防隊による必死の消火も間に合わず、南神門等一部の建物を残して社殿が全焼した。御宝庫に奉安してあった御祭神の御霊代は、福島主典の進言により御動座が決定、午前一時二十分、鷹司宮司以下神職が宝物殿中倉に奉遷し、同三十九分、無事動座が

成った。被災直後、鈴木貫太郎首相外十名は、炎上跡を拝し、さらに宝物殿において正式参拝をなした。しかし宝物殿は、防空施設万全とは言い難く、焼け残った御宝庫が奉護上安全であることを確認した上で、十六日、御霊代は御宝庫に還御した。御霊代は、昭和二十一年五月に仮殿が完成するまで、御宝庫に奉安された。

この爆撃は、「国民精神ノ中枢タル神社破壊ニ依リテ其ノ源泉ヲ攪乱シ戦意ノ阻喪ヲ企テタルコト火ヲ賭ルヨリモ明」らからであった。戦災後の調査で、境内を襲った焼夷弾はおおよそ一、二、三〇発に及び、本殿とその周辺に狙いを定めて投下されていたことが判明した。⁽⁷⁶⁾

新聞やラジオを通じて社殿炎上の報を知った国民から、多くの手紙・復興費用が届けられた。特に第二高等学校明善寮の青年学徒からは、御用材献納の申出があり、御用材は五月九日から十二日の間に境内に搬入された。これが終戦直後の「仮殿」造営に大きな役割を果たすことになる。

明治神宮では、四月二十九日の天長節祭奉仕のため、仮祭場を設置する必要に迫られた。神宮は組立式雨儀廊を以て幄舎を急造することとし、東神門内北側砂利地に設置することに決めた。建設は赤羽工務所に依頼し、四月二十二日より工事を始め、将校・見習士官らの応援もあって、二十七日に竣功し、天長節祭を奉仕することができた。「仮

殿」が造営されるまでの間、祭儀はこの仮祭場で斎行された。

昭和二十年八月十四日、「終戦の詔書」が渙発され、十五日に玉音放送が行われた。九月二日、降伏文書の調印を経て公式に戦争は終結。日本は連合国軍の占領下に入った。明治神宮では、八月十六日に大東亜戦争終結奉告祭、九月八日に戦争終熄奉告祭を、九月十四日に「終戦の詔書」の聖旨に則って第一回大詔奉戴日祈願祭（以後、毎月十四日に執行。途中、平和祈願祭に名称を変更し、昭和二十六年十二月まで執行。昭和二十七年より講和条約成立確定に伴い廃止）を執行した。

連合国軍の進駐は明治神宮にも及び、内苑の南参道入口、北参道、西参道・第三鳥居前に米軍の歩哨が順次立つようになり、このため参拝者数が激減した。九月四日、タナ海軍中将らが「敬虔ナル態度」にて普通参拝を行い、⁽⁷⁷⁾以後、米兵の参拝が相次いだ。タナ海軍中将らの態度とは対照的に、進駐軍の中には問題の多い行動も少なくなかった。⁽⁷⁸⁾九月十八日には、憲法記念館を除く外苑の全施設は、「スポーツセンター」に充てるため、進駐軍に全面接収されるに至った。外苑の職員・傭員は、十月より米第八軍スペースサルサービスセンターの管下において、接収された各施設の復旧・整備及び新設に従事することになった。⁽⁷⁹⁾

社殿の炎上は神祇院でも重く受け止められ、「仮殿」造営の計画は、神祇院が主体となって進められた。「仮殿」は小規模であったが、北から本殿・祝詞舎・拝殿等を備えた施設であった。計画は終戦前の七月頃より本格化し、九月二日、「官幣大社明治神宮仮殿地鎮祭祭式」（教総収第三五二二号）が定められ、十一日、仮殿地鎮祭を斎行した。計画は順調に進められたかに見えたが、十二月十五日、連合国軍最高司令官総司令部が発令した「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に弘布の廃止に関する件（神道指令）」（連合国最高司令部日本政府宛覚書）により、国家と神社神道の徹底的な分離が命じられたことにより、事態が急変する⁽⁸⁰⁾。明治神宮では、十二月二十三日に「神祇院主体」で仮殿上棟祭を斎行する予定であったが、国家と神社神道が分離された以上、神祇院が祭儀を斎行することは不可能となった。そこで神祇院と協議した結果、「神宮自体ノ行事トシテ」祭儀を斎行することになり、二十三日、予定通り上棟祭が斎行されたのであった⁽⁸¹⁾。

おわりに——今後の課題——

以上、大正元年から昭和二十年までの戦前期における明治神宮の歴史を叙述してきた。今回は「内苑」、また祭儀も鎮座百年祭にちなみ、鎮座祭をはじめとして、鎮座十年

祭・鎮座二十年祭など、鎮座の式年に斎行された祭儀のみに限定した。しかし戦前期には、明治天皇十年祭（大正十一年）・昭憲皇太后十年祭（大正十三年）・明治天皇二十年祭（昭和七年）・昭憲皇太后二十年祭（昭和九年）・明治天皇三十年祭（昭和十七年）・昭憲皇太后三十年祭（昭和十九年）など、御祭神の式年祭も斎行されており、これらの祭儀も明治神宮の歴史を語る上で看過することができない。今回除外した「外苑」も含めて、これらの祭儀に関する叙述をめざしていきたい。

また、明治神宮をはじめとする戦前の官国幣社は、国家によって「枠組み」が決められており、そこから逸脱することは許されていなかった。そうした近代の神社行政・制度を当時の神社や神職がどのように受容したのか、この点を明治神宮を事例にして考察するとともに、その「枠組み」が決められている中で、戦前の明治神宮は何を為そうとしたのか。こういったことも少しずつ明らかにしていきたいと考えている。

註

- (1) 山口輝臣「明治神宮の成立をめぐる」(『日本歴史』第五四六号、平成五年)。また山口氏には、「明治神宮の出現」(吉川弘文館、平成十七年)がある。

(2)

先鞭をつけたのは、明治神宮権禰宜（現世田谷区太子堂八幡神社禰宜）の大丸真美氏である。大丸氏の論考には、①「明治神宮の鎮座地選定について」（明治聖徳記念学会紀要）復刊第十七号、平成八年）、②「明治神宮の杜の存在意義」（『神道宗教』第一七三号、平成十年）、③「伊東忠太の明治神宮社殿構想——神社建築観の推移——」（明治聖徳記念学会紀要）復刊第四十三号、平成十八年）、④「明治神宮の復興」（明治聖徳記念学会紀要）復刊第四十五号、平成二十年）がある。

(3)

明治神宮編『明治神宮叢書』全二十巻（国書刊行会、平成二十一年八月）、佐藤一伯『明治聖徳論の研究——明治神宮の神学——』（国書刊行会、平成二十二年）、今泉宜子『明治神宮 戦後復興の軌跡』（鹿島出版社、平成二十年）、同『明治神宮——「伝統」をつくった大プロジェクト——』（新潮新書、平成二十四年）、明治神宮社務所編『明治神宮創建を支えた心と叡智』（明治神宮社務所、平成二十三年）、藤岡洋保『明治神宮の建築——日本近代を象徴する空間——』（鹿島出版社、平成三十年）など。

(4)

「明治神宮史研究会」に関わる成果の一つに、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮 以前・以後——近代神社をめぐる環境形成の構造転換——』（鹿島出版社、平成二十九年）が挙げられる。なお「明治神宮史研究会」については、明治神宮国際神道文化研究所の機関誌『神園』にシンポジウムの報告がなされている。

(5)

伊達巽「明治神宮の創建と発展」（『神道史研究』第十三巻第五・六号、昭和四十年）。

(6)

夏目漱石『心』（『定本漱石全集』第九巻、岩波書店、平

(7)

成二十九年、二九七頁）。明治天皇の崩御から大喪儀については、宮内省臨時帝室編修局編『明治天皇紀』第十二（吉川弘文館、昭和五十年）、八一八—八四七頁。

(8)

前掲『明治天皇紀』第十二、八三〇—八三一頁。

(9)

以上の経緯は、洪澤青淵記念財団竜門社編『洪澤栄一伝記資料』第四十一巻（洪澤栄一伝記資料刊行会、昭和三十七年）、社団法人尚友俱樂部・櫻井良樹編『阪谷芳郎東京市長日記』（芙蓉書房出版、平成十二年）、明治神宮所蔵・阪谷芳郎『明治神宮奉賛会日記』（明治神宮編『明治神宮叢書』第十七巻、国書刊行会、平成十八年）など参照。

(10)

前掲山口『明治神宮の出現』、四六—五一頁。

(11)

明治神宮所蔵『明治天皇奉祀二閣スル建議並請願』（明治神宮編『明治神宮叢書』第十七巻、国書刊行会、平成十八年、二三四—二三六頁）。なおここで「明治神宮」と括弧付きで表記したのは、まだ神社名として正式に決定していなかったからである。

(12)

前掲山口『明治神宮の出現』、八〇—八四頁。

(13)

神社奉祀調査会については、前掲山口『明治神宮の出現』、一四四—一七八頁、前掲今泉『明治神宮——「伝統」をつくった大プロジェクト——』、四五—六〇頁以下を参照。

(14)

鎮座地の選定については、前掲大丸「明治神宮の鎮座地選定について」に詳しい。

(15)

明治神宮の建築については、前掲大丸「伊東忠太の明治神宮社殿構想——神社建築観の推移——」、青井哲人「最普通ノ様式」——明治神宮と流造の近代的意義——」（『國學院

大學研究開發推進センター研究紀要』第六号、平成二十四年）、藤岡洋保『明治神宮の建築——日本近代を象徴する空間——』（鹿島出版社、平成三十年）など参照。

(16)

『官報』第八二二号号外（大正四年五月一日）。なお明治神宮では現在、この五月一日を以て「官幣大社列格記念日」とし、五月の月次祭で辞別が奏上されている。

(17)

国立公文書館所蔵『公文類聚』第三十九篇・第二卷「明治神宮造営局官制ヲ定メ○高等官官等俸給令中ヲ改正○神社奉祀調査会官制ヲ廃止ス」参照。

(18)

『官報』第八三八号（大正四年五月二十日）。

(19)

『官報』第八三〇号（大正四年五月十一日）。

(20)

杉山重治「明治神宮御造営工事奉仕之記」（『神園』第一三号、平成二十七年、六〇頁）。筆者の杉山重治氏は、静岡県駿東郡青年団の一員として、大正八年十二月十三日から二十六日まで造営工事に奉仕された方である。静岡県駿東郡青年団は、杉山氏が加わった第一団と、大正九年一月四日から十五日までの第二団の二回、造営工事に奉仕している。第二団の奉仕日記は、第二団に加わった長田富雄氏によって執筆されており、杉山氏の奉仕日記とともに『神園』第一三号に翻刻されている。

(21)

全国青年団による造営奉仕については、前掲今泉『明治神宮——「伝統」をつくった大プロジェクト——』、八三——〇五頁、同『明治神宮と青年団の造営奉仕——百年期の青年が伝える「未来」への歴史——』（一般財団法人日本青年館、平成二十七年）を参照。

(22)

明治神宮の「杜」づくりに関しては、前掲今泉『明治神宮——「伝統」をつくった大プロジェクト——』、一一——

七一頁、前掲明治神宮社務所『明治神宮創建を支えた心と叡智』、一九——二二頁。また本郷高德の『明治神宮御境内林苑計画』は、明治神宮編『明治神宮叢書』第十三卷（国書刊行会、平成十六年）参照。

(23)

藤田大誠「近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営——「公共空間」としての神社境内——」（『國學院大學研究開發推進センター研究紀要』第六号、平成二十四年、七三頁。国立公文書館所蔵『公文類聚』第四十四編・大正九年・第三卷「官国幣社職制中ヲ改正ス」。なお近代の神職制度については、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、平成九年）、三三九——三四三頁、山中輝樹「近代の神職制度に関する一考察」（『神社本庁総合研究所紀要』第二十四号、令和元年）を参照。

(24)

(25)

明治神宮所蔵『神社奉祀調査会会議録』第二回神社奉祀調査会会議（大正三年一月十五日開催）。

なお、この後開催された第一回神社奉祀調査会特別委員会会議（大正三年五月一日）において、阪谷芳郎が「明治天皇ノヤウナ御方カ今日マデ在ハサナカツタノダカラ、何カ官幣大社ヲ以テ明治神宮ニ擬スルト云フコトハ物足リヌヤウニ考ヘルデス、ソレハヤハリ餘リ拘泥セスニ官幣大々杜トカ、何トカ、伊勢ノ大廟以上ト云フ訳ニハ無論行キマスマイケレドモ、斯ウ云フ又偉大ナル御人格ノ御方ガ出現アラセラレタ時ニハ、何カオソレニ対スル特殊ノ杜格ト云フモノヲ御極メニナツタラ如何カト思ヒマス」（明治神宮所蔵『神社奉祀調査会特別委員会会議録』）と述べて、この議論を蒸し返し、却下されている。この阪谷の発言は、渋澤の意を受けたものと思われるが、明

治神宮の創建に尽力してきた洪澤・阪谷らにしてみれば、社格が「官幣大社」となったのは遺憾なことだったに違いない。と同時に、ここには「感情」に左右されない国家・行政の有り様を看取することができる。この「伊勢ノ大廟」に準じてということは、後述する橿原神宮の請願でも同様であった。

(26) 長尾薫(橿原神宮宮司) 監修『橿原神宮史』 卷一(橿原神宮庁、昭和五十六年)、七三七頁。

(27) 前掲『橿原神宮史』 卷一、七九四―七六二頁。

(28) 『官報』第二四五七号(大正九年十月九日)。なお同日、国幣中社西寒多神社宮司陸軍歩兵少尉従六位勲六等石上清治が、官幣大社橿原神宮権宮司を拝命した。

(29) 明治神宮所蔵『明治神宮記録』一(明治神宮編『明治神宮叢書』第十二卷、国書刊行会、平成十二年、七一八頁)。以下同史料からの引用は、『明治神宮叢書』に拠る。頁数は『明治神宮叢書』第十二巻の頁数である。

(30) 前掲『明治神宮記録』一、二七―二八頁。なお宮司・権宮司とは異なり、禰宜・主典が東京府より任命されているのは、「官国幣社職制」第七条「宮司及権宮司ハ奏任待遇トシ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ禰宜主典、宮掌、衛士長及衛士ハ判任待遇トシ地方長官之ヲ命ス」に拠るものである。

(31) なお鎮座当時の明治神宮の主典が五名であった点について、熱田神宮との関係を窺わせる。例えば、大正十年の熱田神宮の職員は、宮司一名、権宮司一名、禰宜一名、主典五名、宮掌十三名の構成になっており(『愛知県職員録(大正十年三月三十一日現在)』愛知県知事官房、大正

十年七月、二八五―二八六頁)、主典が五名である。したがって詳細は不明であるが、鈴木権宮司の意向により、熱田神宮に准じて(もしくは、参考にして)、明治神宮の主典が五名とされたのではなからうか。

(32) 前掲『明治神宮記録』一、一六―三四頁。

(33) 前掲『明治神宮記録』一、三六―四一頁。

(34) 前掲『明治神宮記録』一、五五―五九頁。

(35) 明治神宮所蔵『社務日誌』大正九年十一月十二日条。

(36) 前掲『社務日誌』大正九年十一月十五日条。

(37) 前掲『社務日誌』大正九年十一月十八日―十二月二十三日条。

(38) 前掲『社務日誌』大正九年十一月十日―十二月二十四日条。

(39) 前掲『社務日誌』大正九年十一月四日―十二月二十一日条。引用は『社務日誌』の各条。また御嶽教教導職の人数は、前掲『明治神宮記録』一、六八頁に拠る。

(40) 前掲『明治神宮記録』一、四二―四九頁。「数万の神符も守札も忽にして授与し尽されぬ宿衛舎には無数に納められど如何せん仮授与所との間は人を以てうづめられ運び来らん術もなし幾十万の人の懇望するところ遺憾此の上なければども引続き授与しては死傷者を出し神域を汚すこと必せりと見て本日これを以て閉鎖す」とある。

(41) 宝物殿の造営については、前掲藤岡『明治神宮の建築―日本近代を象徴する空間―』、二六二―二九一頁。

(42) 一條實輝については、明治神宮調査室編『明治神宮前任宮司経歴及言行事績』を参照。

(43) 鈴木松太郎については、『戦後神社界の群像』(神社新報

社、平成二十八年）、二〇一頁。

(44) 前掲『明治神宮前任宮司経歴及言行事績』。

(45) 一戸兵衛については、帝国在郷軍人会本部編『一戸将軍』

(帝国在郷軍人会本部、昭和七年)を参照。

(46) 江見清風については、江見清風『神道説苑』(明治書院、

昭和十七年)所収「江見清風先生略年譜」及び「江見清風先生著作一覧」を参照。

(47) 秋岡保治については、前掲『戦後神社界の群像』、六七

―六八頁。

(48) 中島正國については、『神道人名辞典』(神社新報社、昭和六十二年)、五二一頁。

(49) 田中喜芳については、前掲『戦後神社界の群像』、九四

―九五頁。

(50) 前掲『明治神宮前任宮司経歴及言行事績』。

(51) 有馬良橋については、佐藤栄祐編『有馬良橋伝』(有馬良橋伝編纂委員会、昭和四十九年)を参照。

(52) 国立公文書館所蔵「故元帥海軍大将侯爵東郷平八郎国葬記録」一、藤田大誠「近代神職の葬儀関与をめぐる論議と仏式公葬批判」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第八号、平成二十六年)、一〇八―一一五頁。

(53) 藤田尚徳については、藤田尚徳『侍従長の回想』(講談社、昭和三十六年)を参照。

(54) 鷹司信輔については、前掲『戦後神社界の群像』、二三―二四頁。ここでは戦前を扱う建前上、戦前における鷹司宮司の経歴のみを記したが、戦後の経歴も重要である。

以下に簡単な経歴を記しておく。

昭和二十一年三月、設立されて間もない神社本庁統理

に就任。実質上、最初の統理として、二十五年・二十八年・三十一年の各任期満了に伴う改選の際にも再選された。明治神宮宮司としては、御鎮座三十年祭の斎行をはじめ、明治神宮外苑境内地の返還や、本殿以下の復興・奉賛事業等に尽力した。三十三年十月、遂に御復興遷座祭が斎行されるに際しては、遷座祭を前にした七月に病に倒れ、社務所にて遷葬した。

(55) 前掲『社務日誌』昭和二年十一月三日条。なお明治神宮

では、昭和二十一年より、例祭の趣旨に鑑み、特に別個の祭典を執行する必要はないとの判断に従い、明治節祭を執行しないこととなった(前掲『社務日誌』昭和二十一年十一月三日条)。

(56) 前掲伊達「明治神宮の創建と発展」、二一七頁。たとえば、

前掲『社務日誌』昭和二年一月一日条に「本日ヨリ神恩奉賽ノ意ヲ以テ祈願ヲ乞フモノニハ拝殿内ニテ祝詞ヲ奏シ、後玉串ヲ奉奠参拝セシム」とある。

(57) 前掲『明治神宮五十年誌』、八一―八四頁。

(58) 前掲『明治神宮五十年誌』、八四―八五頁。

(59) 日本放送協会編『日本放送史』(日本放送協会、昭和二十六年)。

(60) 以上、鎮座十年祭に関しては、前掲『社務日誌 昭和五年』明治神宮所蔵『鎮座十年祭記録』、前掲『明治神宮五十年誌』、八四―九四頁を参照。

(61) 以上、鎮座二十年祭に関しては、前掲『社務日誌 昭和十五年』、同『昭和十五年 鎮座二十年祭書類』、前掲『明治神宮五十年誌』、一一七―一二三頁を参照。

(62) 以上、紀元二千六百年紀元節祭 および紀元二千六百年

奉祝祭に關しては、前掲『社務日誌』昭和十五年二月十一日・十一月十日条。

- (63) 天皇皇后両陛下の御参拜式については、前掲『社務日誌』昭和十五年十一月十五日条、および『昭和十五年 鎮座二十年祭書類 行幸・行啓』に拠る。

- (64) 前掲『社務日誌』昭和十五年十一月十一日・十四日条。

- (65) 前掲『社務日誌』昭和十七年一月八日条。

- (66) 昭和十年より新嘗祭に合わせて執行された新穀感謝祭は、昭和十六年第七回より大政翼賛会の主催となり、祈年祭に合わせて執行される五穀豊穡祈願祭は、昭和十六年に大日本農道協会主催で執行されたが、昭和十七年より大政翼賛会の主催に代わり、豊穡祈願運動として全国的に宣伝することになった。

- (67) 前掲『社務日誌』昭和十六年十月二十三日条。

- (68) 明治神宮国民義勇隊については、前掲『社務日誌』昭和二十年六月十六日条。なおこの国民義勇隊は、町内会や部落会を単位とする市町村義勇隊とは異なり、職場を単位として結成された職域義勇隊である。伊勢神宮など、各神社でも同じように義勇隊が結成されている(例えば、伊勢神宮では六月十四日、靖國神社では八月一日に結成、陸軍省義勇隊靖國分隊となる)。明治神宮国民義勇隊は、終戦後の九月二十二日を以て解散した。

- (69) 前掲『社務日誌』昭和十七年九月十五日条。

- (70) 前掲『社務日誌』昭和十九年十月十七日、昭和二十年六月二十九日の各条。

- (71) 前掲『社務日誌』昭和十九年九月二十二日条。

- (72) 前掲『社務日誌』昭和十七年一月一日条。「大晦日夜ハ

警察官憲及軍部トノ交渉ヲ了リ例年ノ通参道ノ篝火及大

前ノ照明ヲ行ヒ終夜参拜ヲ許可スル予定ナリシカ十二月二十九日ニ至リ元旦除夜ト同時ニ警戒警報ヲ発令セラル、コト、ナリタル爲メ詮議ノ結果夜間参拜ヲ許可セザルコト、シ警察及鉄道関係ト連絡シ夫々之レニ対処スル処置ヲ講セリ」とある。再興は昭和二十一年十二月三十一日。

- (73)

前掲『明治神宮五十年誌』によれば、「献饌会」の第一回献饌は、昭和十八年二月一日の月次祭としている(一五一頁)。しかし『社務日誌』を見ると、昭和十八年二月二十八日条に「曩ニ願出アリタル茨城県那珂郡前渡村前濱、黒澤忠次ハ弟、娘外二名ト共ニ第一回ノ献饌トシテ鏡餅二升取二重、鯛二尾、野菜一盛ヲ持参午後二時来社シ奉納ノ手続ヲナス、二時四十分第二参拜ヲナシ四名昇殿、黒澤氏玉串ヲ奉奠ス、神酒及五等撤下品ヲ各自ニ授与シ次テ高畠主典ノ案内ニテ旧御殿ヲ拝観ス」との記述があり、これによれば、三月一日の月次祭である。別の史料によるのだろうか。今は『社務日誌』に従って三月一日とする。

- (74)

前掲『明治神宮五十年誌』、一五三―一五五頁。

- (75)

前掲『社務日誌』昭和十九年十一月三十日条。

以上、社殿の炎上については、明治神宮所蔵『明治神宮戦災記録』その抄録は、前掲『明治神宮五十年誌』、一六〇―一八一頁。なお空襲による神社の被害は、明治神宮のみに限らない。例えば熱田神宮の場合、三月十二日夜の名古屋大空襲(第一回)により、国宝の鎮皇門をはじめとする由緒ある建造物、新築間もない勅使館・神楽

なお本論は、鎮座百年祭記念事業の一環として、明治神宮で進めている『明治神宮百年誌』（仮称）編纂事業に関わる研究成果の一部である。

（明治神宮国際神道文化研究所研究員）

- 殿・斎館・宮庁等、境内施設の三分の二が焼失し、第二回の空襲（五月十七日）では、本殿屋根のほか、国宝の海上門等が焼失した（『熱田神宮昭和造宮誌』熱田神宮庁、昭和四十一年、八四―九四頁）。このほか、伊勢神宮や靖國神社などでも相応の被害があった（『神宮司庁編』『神宮史年表』戎光祥出版、平成十七年、二五―二五二頁、靖國神社編『靖國神社百年史』事歴年表、靖國神社、昭和五十六年、四〇三―四一三頁、また鎌田純一『神道史概説』神社新報社、平成二十二年、七四―一七四二頁）。
- （77）前掲『社務日誌』昭和二十年九月四日条。
- （78）例えば、昭和二十年十二月三十日午後、酒に酔って明治聖徳絵画館に来た米軍兵士二名と日本人女性二名は、『内国勸業博覧会行幸啓』（画題38）を破損した（前掲『明治神宮外苑七十年誌』、八二頁）。
- （79）前掲『明治神宮外苑七十年誌』、八一―八二頁。
- （80）「神道指令」については、大原康男『神道指令の研究』（原書房、平成五年）を参照。
- （81）前掲『社務日誌』昭和二十年十二月十七日条、十二月二十三日条。

附記 本論は、第六十五回明治聖徳記念学会研究例会（平成三十年九月二十二日開催・於明治神宮会館第一研修室）での講演「明治神宮の創建と発展―戦前の明治神宮を読み解く―」を基に、新潮講座「明治神宮の文化誌―歴史データベース・櫛並木・夏越の大祓編―」（平成三十一年四月十三日開催・於明治神宮社務所講堂）での講演「明治神宮一〇〇年のトピックス―近代神社制度と明治神宮―」の一部を組み込んで構成したものである。